



# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について

第181回安全衛生分科会資料

1. 検討会報告書を踏まえた  
対応方針案について
2. 建議を踏まえた対応について



# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会

## 1 目的

労働安全衛生法に基づく一般健康診断については、平成28年に、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」において各診断項目等の妥当性等について検討されたところだが、近年及び今後の労働者の健康を巡る情勢としては、急速に進む高齢化の中、職業生活が長期化してきているとともに、女性の就業率の増加に伴って、女性の健康課題への対応の重要性が一層高まっている。また、前回の検討以降、健康診断についての医学的知見が集積されてきている。

こうした中、政府の規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）では、定期健康診断について、最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、令和6年度に結論を得ることとされた。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）では、「事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」（令和5年6月16日閣議決定）では、「女性版骨太の方針2023に基づき、（中略）事業主健診の充実（中略）等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する」とされたところである。

こうした状況を踏まえて、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について、検討することとする。

## 2 検討事項

- (1) 最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性について
- (2) 労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について
- (3) その他関連する事項について

## 3 構成員名簿

荒井 秀典	国立長寿医療研究センター理事長	立道 昌幸	東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長（第9回～）	田中 栄	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻 感覚・運動機能医学講座教授
及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長（第1回～第8回）
大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長（第1回～第8回）	中野真規子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター疫学研究部部長
大須賀 穣	東京大学大学院医学系研究科産婦人科学教授（第1回～第8回） 帝京大学臨床研究センター教授（第9回～）	星野 寛美	関東労災病院働く女性専門外来担当産婦人科医師
岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授	増田 将史	産業医科大学特命講師（ストレス関連疾患予防センター）
神村 裕子	公益社団法人日本医師会常任理事（第1回～第4回）	松岡かおり	公益社団法人日本医師会常任理事（第5回～）
亀澤 典子	公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事	宮本 俊明	日本製鉄株式会社東日本製鉄所統括産業医
清田 素弘	日本商工会議所産業政策第二部長（第9回～）	武藤 繁貴	公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会理事
鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学教授
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授	吉村 典子	東京大学医学部附属病院22世紀医療研究センター 口コモ予防学講座特任教授
立石清一郎	産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授		

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等は、その目的が、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換などの事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどである。

また、定期健康診断等の診断項目は、当該診断項目単独、又は他の項目と併せて、義務とされている就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものであり、その上で、努力義務である保健指導においても活用するものであることが必要である。 出典：「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」報告書（平成28年）

- **対象とする健診項目**：検討する健診項目（以下「検査」という。）で分かる健康に関連する事象（以下「健康事象」という。）は何か（対象となる健康事象について原則として無症状であること。）。
  - **業務起因性又は業務増悪性**：検査で分かる健康事象又は検出可能な危険因子が業務に起因する又は業務によって増悪するか。
  - **事後措置**：検査によって有所見とされた者に対して、事業者が実施できる事後措置（就業上の措置）は何か。過度に就業制限をかけることの不利益の可能性はないか。
  - **検査の目的、対象、方法**：検査の目的と対象集団、検査方法、検査頻度が明確か。
  - **検査の精度及び有効性、基準値**：検査の精度及び有効性、適切な基準値が示されているか。
  - **健診の運用**：検査は巡回健診でも実施可能か。対象となる労働者全員に対して実施可能か。
  - **検査費用**：検査の1件あたりに要する費用を事業者が許容できるか。
  - **健康情報の把握**：結果を事業者が把握することになるが、事業者が把握する健康情報として許容できるか。
- ※ 労働安全衛生法70条の3においては、健康診断の項目等について、健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならないとしている

# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会報告書を踏まえた対応方針（案）

項目	検討会の議論等	省令での対応案	それ以外での対応案
追加検討項目	眼底検査 ※眼底検査とは、瞳孔の奥にある眼底を眼底カメラで撮影し、眼底の血管、網膜、視神経等を調べる検査。	・緑内障の業務起因性等を示すエビデンスは乏しい。	・普及啓発を強化することにより、眼底検査を推奨する。
	血清クレアチニン検査 ※クレアチニンは、通常、尿中に排泄されるが、腎臓の機能が低下すると、血中に残留する。同検査により、腎臓の機能を評価することができる。	・既存項目の尿蛋白検査では把握できないCKD（慢性腎臓病）相当の有所見者が一定程度存在する。	・検査項目に追加する。 ※40歳未満の労働者については、労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要でないと認めるときは、省略することができる
	骨粗鬆症検査 ※骨粗鬆症検査とは、骨密度(骨の中にカルシウムがどの程度あるか)を測る検査。	・骨粗鬆症の業務起因性等を示すエビデンスは乏しい。	・これまで同様、健診強化月間等で骨粗鬆症検査の周知を行う。
既存項目	胸部エックス線検査	・引き続き、（結核高蔓延国からの入国者の増加による）結核感染への対策が必要であり、胸部エックス線検査は有用である。	
	心電図検査	・心臓疾患のスクリーニングとしての機能を果たしている。	
既存項目	喀痰検査 ※喀痰検査（細菌検査）とは、痰を採取して、その中にどのような病的な成分が含まれているかを顕微鏡で観察し、感染症の有無や病原体を特定する検査	・喀痰検査の実施率は約1%である。 ・胸部エックス線検査で結核発病のおそれがあると診断されたら、速やかに医療機関の受診を促すことが望ましい。	・検査項目から削除する。 ・胸部エックス線検査の結果、結核が疑われる者には、医療機関への受診を促す。
	肝機能検査	・検査対象の酵素の名称を、国際基準に一致させる。	・検査対象の酵素の名称を改正する。 (GOT→AST、GPT→ALT、 $\gamma$ -GTP→ $\gamma$ -GT)

# 検討会報告書（概要）

令和7年12月24日に公表した本報告書は、一般健康診断の検査項目等の見直しについて、中間とりまとめの公表以降、第9回から11回の検討会における検討結果をとりまとめたものであり、別添の中間とりまとめと合わせて、「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」のとりまとめ報告書としている。

追加検討項目	検討会の議論等	今後の方向性等
眼底検査	<p><b>＜検討の前提＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 眼底検査により、視野欠損等を伴う緑内障を確認することができる。</li><li>・ 今般、日本眼科医会は、重量物の持ち上げに伴う眼圧上昇が緑内障の進行に影響するおそれがあること及び緑内障による視野欠損は転倒等の労働災害の増加に影響するおそれがあることから、視力検査と併せて眼底検査の導入が必要である等の提案を行った。</li></ul> <p><b>＜検討会の議論＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 重量物を持ち上げる業務により眼圧が上昇すること、長期的な眼圧の変化の繰り返しにより緑内障の増悪に影響を及ぼすことが示唆された。しかしながら、当該データはロシア人を対象とした調査結果であり、正常眼圧緑内障が多いという日本人の特性を踏まえると、業務起因性又は業務増悪性等を判断するためには、日本人を対象としたエビデンスが必要である。また、当該データは眼科疾患患者のものであり、眼科疾患を有しない労働者群との比較が必要である。</li><li>・ 適切な事後措置をするためには、眼底検査だけでなく、眼科医による個別判断を要する。事業場では、視野欠損の程度に合わせたきめ細かな調整が求められることから、事業者側と主治医が連携するという社会的なコンセンサスが必要である。その上で、治療と仕事の両立支援にも繋げていく必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本人における緑内障の業務起因性又は業務増悪性等のエビデンスが乏しいことを踏まえると、安衛法に基づく一般健康診断に眼底検査を追加することは困難である。</li><li>・ 一方、視野欠損を早期に把握し、治療することによりその増悪防止を図るとともに、必要に応じて就業上の配慮を行うことで労働災害を防止することは重要である。このため、一般健康診断の機会を活用した眼底検査の推奨等を行った上で、眼科受診に繋げる方策を検討することとしてはどうか。こうした取組を進めることにより、事業者と眼科医が連携するという機運を醸成していくこととしてはどうか。</li></ul>

# 検討会報告書（概要）

追加検討項目	検討会の議論等	今後の方向性等
血清クレアチニン検査	<p><b>＜検討の前提＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について（平成29年8月4日基発0804第4号）」にて、「医師が必要と認めた場合には、従来の検査項目に加え、血清クレアチニン検査を、血液検査に用いた検体と同一検体等を利用して実施することが望ましいこと。」としている。</li> <li>今般、日本腎臓学会は、一般健康診断の項目に血清クレアチニン検査を追加することで、現在の検査項目である尿蛋白検査、血圧検査、血糖検査では把握できない腎機能低下を把握することが可能であるという提案を行った。</li> </ul> <p><b>＜検討会の議論＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>慢性腎臓病有所見者のうち、尿蛋白検査や血圧、血糖値では把握できない者が一定程度存在し、尿蛋白検査での異常所見を伴わない腎機能の低下者を、血清クレアチニン検査で把握できることが明らかとなった。ただし、40歳未満では尿蛋白検査のみの検査異常者が多いこと等に鑑み、40歳未満の労働者にまで血清クレアチニン検査を求めることが必要性は乏しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働と慢性腎臓病発症リスク等業務との関係や、血清クレアチニン検査で既存検査項目では把握できない腎機能低下者を把握できること等を踏まえ、安衛法に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務の従事者健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加することが適当である。</li> <li>ただし、40歳未満の労働者については、労働者の健康状態等を勘案しながら医師が必要でないと認めるときは、省略することができるとしている。</li> </ul>
骨粗鬆症検査	<p><b>＜検討の前提＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>骨粗鬆症は骨の強度低下による骨折の危険性が増加する疾患であり、主な要因は女性ホルモンの消退と加齢である。</li> <li>健康増進法に基づく健康増進事業により、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対し、骨粗鬆症検診（問診及び骨量測定）を行うことが市町村の努力義務とされている。</li> <li>労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により改正された安衛法により、事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。</li> </ul> <p><b>＜検討会の議論＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究班報告では、論文検討において、骨粗鬆症と業務との関係性について、セデンタリーワークや重量物作業との関係性が示唆されたが、作業関連疾患として捉えるには、さらなるエビデンスの集積が必要との報告があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨粗鬆症の業務起因性又は業務増悪性等のエビデンスが乏しいことを踏まえると、安衛法に基づく一般健康診断に骨粗鬆症検査を追加することは困難である。</li> <li>これまで同様、職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間の周知等の機会を捉えて、周知を行う。</li> </ul>

# 検討会報告書（概要）

既存項目	検討会の議論等	今後の方向性等
胸部エックス線検査	<p><b>＜検討の前提＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>胸部エックス線検査は、結核等の呼吸器疾患等の一般的なスクリーニング検査であるとしている。</li> <li>結核については、結核低まん延国の水準である（人口10万対）10.0以下の状態を2024年も継続しつつも、下げ止まりの状況にある。</li> <li>結核感染対策については、入国前に結核を発病していないことを求める入国前結核スクリーニングを一部の国に対して開始している。ただし、令和7年11月時点で対象は3か国（フィリピン、ネパール、ベトナム）と限られている。</li> <li>今般、日本呼吸器学会及び日本肺癌学会は、胸部エックス線検査は一般健康診断の目的に合致しており、維持することが適当である等の提案を行った。</li> </ul> <p><b>＜検討会の議論＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結核感染については、外国人出生者の割合は大幅に増加している。年齢階級別の外国出生者割合をみると20～29歳の群が最も高い。</li> <li>入国前結核スクリーニングは一部の国に留まっており、検査後から出国までの間、活動性結核の発症を検出できない可能性があることがある等課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸部エックス線検査については、引き続き安衛法に基づく一般健康診断において実施することが適当である。</li> </ul>
心電図検査	<p><b>＜検討の前提＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心電図検査は、不整脈、虚血性心疾患、高血圧に伴う心臓の異常等を把握するために行うもので、標準的な検査方法は、安静時の標準12誘導心電図を記録するものとしている。</li> <li>令和6年度の労働災害に係る脳・心臓疾患の支給決定件数は247件であった。</li> <li>今般、日本循環器学会等は、心電図検査は一般健康診断の目的に合致しており、維持することが適当である等の提案を行った。</li> </ul> <p><b>＜検討会の議論＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心電図検査は、重度の心疾患に至る前の軽度の異常を捉えているとのエビデンスがあり、過重労働が増悪因子となる心臓疾患のスクリーニングとしての機能は果たしていると言える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心電図検査については、引き続き安衛法に基づく一般健康診断において実施することが適当である。</li> </ul>

# 検討会報告書（概要）

既存項目	検討会の議論等	今後の方向性等								
喀痰検査	<p><b>＜検討の前提＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>喀痰検査については一般健康診断のうち、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断において行われており、胸部エックス線検査によって病変の発見されない者等について、医師が必要でないと認めるときは省略することができる。</li> <li>令和6年の定期健康診断結果報告の集計結果によると、喀痰検査の実施率は1.1%である。業種別にみると、農林業、映画演劇、官公署等で多かったものの、喀痰検査実施者数でみると、製造業、保健衛生業、商業等で多い。さらに、検査実施者のうち有所見率は1.9%である。</li> </ul> <p><b>＜検討会の議論＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>喀痰検査の実施率は1.1%となっている。しかも、実施されている喀痰検査の多くは肺がんの喀痰細胞診検査を目的としたものがほとんどであるという意見があった。一方で、実施率は1.1%ではあるが、喀痰検査が実施されている事実を踏まえ、事業場によっては、労働者の健康状態の把握のため、引き続き対応することもあり得るという意見もあった。</li> <li>喀痰は採取が一般に難しく、受検者にとっても負担が大きく、喀痰検査を継続することの利益よりも不利益の方が大きい。</li> <li>健康診断の運用の実態としても胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については速やかに医療機関への受診を促している状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者については、速やかに医療機関への受診勧奨を行うこととし、安衛法に基づく一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断）としての喀痰検査は廃止することが適当である。</li> </ul>								
肝機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際臨床化学連合勧告では、肝機能検査の酵素名は以下のようになっている。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧名称</th><th>新名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GOT (glutamic oxaloacetic transaminase)</td><td>AST (aspartate aminotransferase)</td></tr> <tr> <td>GPT (glutamic pyruvic transaminase)</td><td>ALT (alanine aminotransferase)</td></tr> <tr> <td>γ-GTP (γ-glutamyl transpeptidase)</td><td>γ-GT (γ-glutamyltransferase)</td></tr> </tbody> </table>	旧名称	新名称	GOT (glutamic oxaloacetic transaminase)	AST (aspartate aminotransferase)	GPT (glutamic pyruvic transaminase)	ALT (alanine aminotransferase)	γ-GTP (γ-glutamyl transpeptidase)	γ-GT (γ-glutamyltransferase)	<ul style="list-style-type: none"> <li>肝機能検査については、今回の制度見直しに合わせて、国際基準に一致させることとすることが適当である。なお、健診機関等において旧名称を使用することは差支えがないものの、事業者や労働者に名称変更による混乱が生じないよう、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等配慮を行うよう健診機関等に周知することが望ましい。</li> </ul>
旧名称	新名称									
GOT (glutamic oxaloacetic transaminase)	AST (aspartate aminotransferase)									
GPT (glutamic pyruvic transaminase)	ALT (alanine aminotransferase)									
γ-GTP (γ-glutamyl transpeptidase)	γ-GT (γ-glutamyltransferase)									

1. 検討会報告書を踏まえた  
対応方針案について
2. 建議を踏まえた対応について



## 今後の労働安全衛生対策について（報告）（抜粋）

### 6 一般健康診断の検査項目等の検討

#### （1）女性特有の健康課題への対応

月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には産婦人科医等女性特有の健康課題に係る診療を専門とする医師への早期受診の勧奨や女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつながるよう、厚生労働省が示している標準的な問診票である一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが適当である。

また、女性特有の健康課題があると回答した労働者に対して、健診機関が必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促すことが適当である。

その際、質問に対する労働者の回答は、健診機関から事業者に提供しないこととするが、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者をつなぐ観点から、労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、専門医の早期受診を勧奨すること、その上で、専門医の診断書を持つ事業者に相談することは可能であること（既に、専門医の診断を受けている場合も同様に可能であること）など、望ましい対応を健診機関向けマニュアルに示すことが適当である。

また、労働者自らが事業者に女性特有の健康課題に関する相談を行うことは現時点であっても可能であるとともに、その場合には、専門医による診断書等を示すことが望ましいことなどを事業者向けガイドラインにおいて示すことが適当である。

男性の更年期障害については、更なる医学的知見の集積を踏まえ、必要に応じて検討していくことが適当である。

#### （2）一般健診の法定健診項目について

歯科に関する項目を法定健診項目に追加することに関しては、業務起因性又は業務増悪性、就業上の措置等のエビデンスが乏しいことを踏まえると、困難である。

一方で、労働者の口腔の健康の保持・増進は重要である。現在、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）に「歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導」が盛り込まれているが、現状では十分に実施されているとは言えないことから、今後、好事例を展開する等普及啓発を強化することにより、歯科受診に繋げる方策を検討することが適当である。また、職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間の周知等の機会を捉えて、周知を強化することが適当である。

# 建議を踏まえた対応について

## 女性特有の健康課題への対応

### ・ 健診機関向けマニュアル

一般健康診断問診票により、女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害等）のため職場で困っていると意思表示があった労働者について、専門医への受診勧奨等、健診機関における望ましい対応を示したもの。

- ＜主な内容＞
- ✓ 問診票の回答者への情報提供、専門医への早期受診勧奨（受診者向けリーフレット例）
  - ✓ 個人情報に配慮した実施環境の確保
  - ✓ 女性特有の健康課題別基本情報
  - ✓ その他参考情報（支援機関、支援サイト）

### ・ 事業者向けマニュアル

女性特有の健康課題で困っている労働者からの相談への対応や健康課題に配慮した職場環境づくりに関し、事業場における望ましい対応を示したもの。

- ＜主な内容＞
- ✓ 衛生委員会等による労使の十分な話し合い
  - ✓ 相談体制や支援制度（休暇制度、勤務制度）の整備
  - ✓ 職場環境の改善
  - ✓ 女性特有の健康課題別基本情報
  - ✓ その他参考情報（支援機関、支援制度）

## 歯科に関する対応

- ・ 一般健康診断問診票の回答を元に、歯科受診勧奨を行うよう健診機関宛てに昨年7月1日に通達を発出し依頼した。
- ・ また、職場の健康診断実施強化月間（毎年9月）を通じて、歯科早期受診勧奨リーフレットの周知を行った。

# 參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 日本の健診（検診）制度の概要

## 全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

妊娠  
小学校  
出産後  
就学前  
等

## 母子保健法

【対象者】 1歳6か月児、3歳児

【実施主体】 市町村 <義務>

※その他の乳幼児及び妊産婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨

児童  
生徒等

## 学校保健安全法

【対象者】 在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時の健康診断については小学校入学前の者

【実施主体】 学校（幼稚園から大学まで） <義務>

## 被保険者・被扶養者

### 医療保険各法

（健康保険法、国民健康保険法等）

【対象者】 被保険者・被扶養者

【実施主体】 保険者 <努力義務>

### 特定健診

### 高齢者医療確保法

【対象者】 加入者

【実施主体】 保険者 <義務>

39歳

40歳  
74歳

75歳

## うち労働者

### 労働安全衛生法

【対象者】 常時使用する労働者 ※労働者にも受診義務あり

【実施主体】 事業者 <義務>

※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施

※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。

## その他

### 健康増進法

【対象者】 住民

（生活保護受給者等を含む）

【実施主体】 市町村 <努力義務>

【種類】

- ・歯周疾患検診
- ・骨粗鬆症検診
- ・肝炎ウイルス検診
- ・がん検診  
(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診)
- ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導

※上記以外に、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診について、保険者や事業主が任意で実施や助成を行っている。

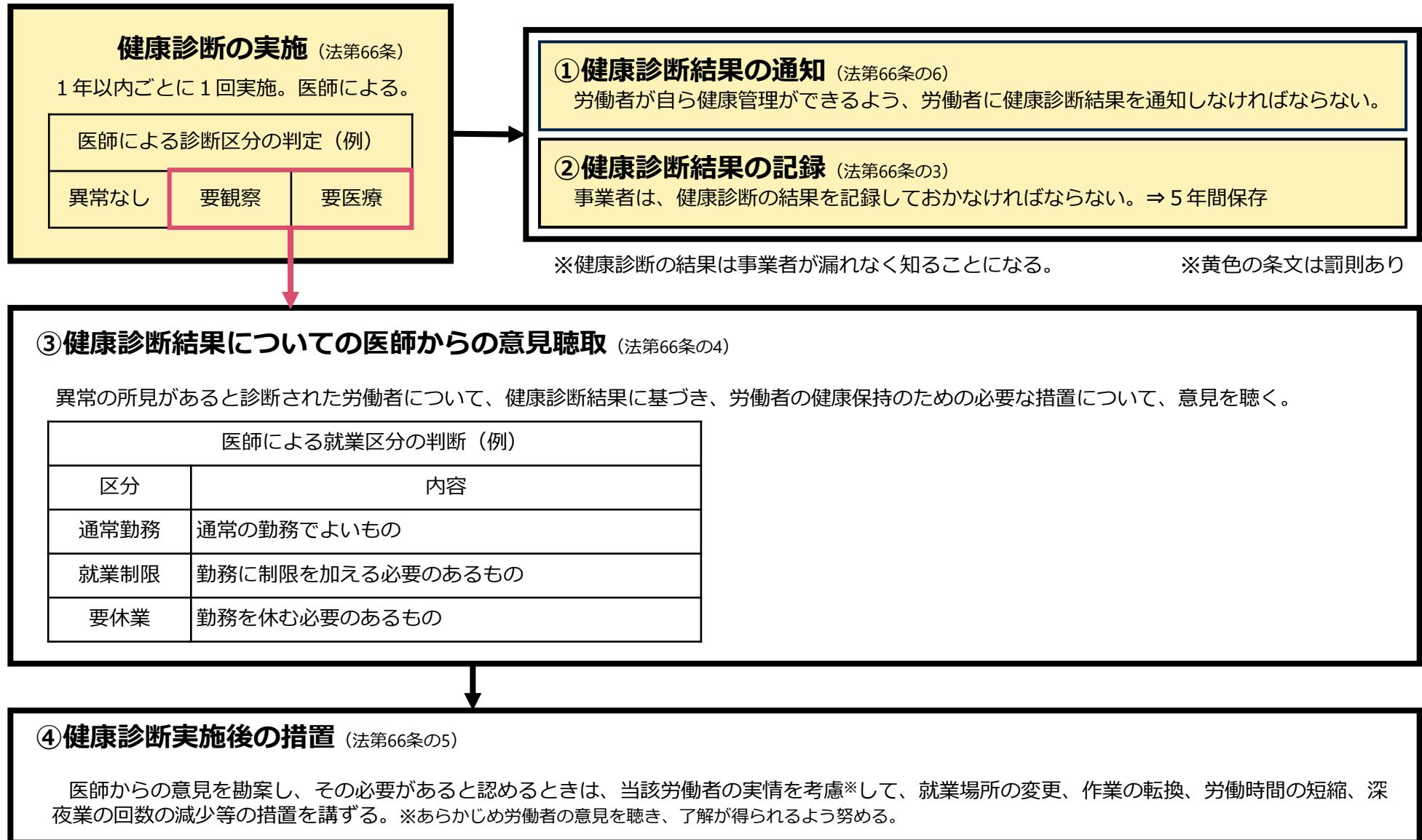
# 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目

定期健康診断の健診項目は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号第44条）に基づき、以下のとおり一般定期健康診断の項目が定められている。

## 定期健康診断の健診項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査）
- 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTPの検査）
- 血中脂質検査  
(LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)
- 血糖検査
- 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 心電図検査

## 労働安全衛生法に基づく健康診断～実施後措置の流れ



# 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 開催経緯

## 第1回 令和5（2023）年12月5日

- (1) 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の現状について
- (2) 本検討会の議論の進め方について

## 第2回 令和6（2024）年1月25日

- (1) 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の現状と課題等に関する構成員からのヒアリング
  - ・鈴木構成員（一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長）
  - ・大下構成員（日本商工会議所産業政策第二部長）
  - ・星野構成員（関東労災病院働く女性専門外来担当産婦人科医師）

## 第3回 令和6（2024）年5月10日

- (1) 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の現状と課題等に関する構成員からのヒアリング
  - ・及川構成員（全国中小企業団体中央会常務理事）
  - ・富高構成員（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）
- (2) 「労働安全衛生法における一般定期健康診断の検査項目等に関する社会状況等の変化に合った科学的根拠に基づく検討のための研究」報告
- (3) その他

## 第4回 令和6（2024）年6月21日

- (1) 論点案について
- (2) 女性の健康に関する事項について
  - ・「職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究」中間報告

## 第5回 令和6（2024）年7月19日

- (1) 女性の健康に関する事項について

## 第6回 令和6（2024）年8月21日

- (1) 女性の健康に関する事項について

## 第7回 令和6（2024）年9月20日

- (1) 労働者の健康確保に必要な健診項目について
  - ・山本参考人（公益社団法人日本歯科医師会常務理事）

## 第8回 令和6（2024）年10月18日

- (1) 中間とりまとめ（案）について
  - ・女性特有の健康課題に関する項目について
  - ・歯科に関する項目について

## 令和6（2024）年11月1日

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会  
中間とりまとめ（公表）

## 第9回 令和7（2025）年11月19日

- (1) 労働者の健康確保に必要な健診項目について
  - ・白根参考人（公益社団法人日本眼科医会会長）
  - ・猪阪参考人（一般社団法人日本腎臓学会  
労働安全衛生法に基づく一般健康診断への血清クレアチニン値の追加に関する特別委員会委員長）

## 第10回 令和7（2025）年11月21日

- (1) 労働者の健康確保に必要な健診項目について
  - ・高橋参考人（一般社団法人日本呼吸器学会理事長）
  - ・塚田参考人（一般社団法人日本循環器学会 予防委員会委員長）

## 第11回 令和7（2025）年12月17日

- (1) とりまとめについて
- (2) その他

## 令和7（2025）年12月24日

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会  
報告書（公表）